

「置き薬協会」策定の配置販売業自己点検表案について

発行：日本置き薬協会 事務局

平成22年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果で、制度の定着が十分でないことが明白となった。厚生労働省は、都道府県衛生主管部長宛てに、監視指導の強化及び各業者の自己点検状況の確認をすること、また販売業者等には、その管理者に制度の遵守状況を自己点検させるなどにより、より一層の制度の遵守徹底を図るよう指導している。

これに対して置き薬協会は、一般用医薬品の店舗販売に関わる薬業団体や、その監督にあたる行政組織が取り決められた自己点検表を参考に、配置販売業自己点検表を策定した。

本表は新・配置販売業及び既存配置販売業のそれぞれの業者に対応できるよう、別途に点検項目が設定されており、下記点検内容が記載されている。この内容がその業者の状況と照らし合わせ、その有無、可否で点検がされるよう表は構成してある。

- (1) 医薬品の配置
- (2) 配置販売業者の配慮等
 - ① 一般用医薬品の販売に関する事項や配置販売の業務運用を解説する書面交付
 - ② 消費者が従事者の区別を判別できるようにする名札等の措置を講じているか
 - ③ 変更届等の提出
- (3) 医薬品の業務に係わる安全の確保の体制
- (4) 情報の提供
 - ① 第一類医薬品を配置する場合
 - ② 第二類医薬品を配置する場合
 - ③ 一般用医薬品について相談があった場合
 - ④ 事業所配置
- (5) 区域管理者
- (6) 専門家の勤務状況
- (7) 配置販売業者又は区域管理者が当該区域において実務に従事した一般従事者からその実務に従事したことの証明を求められたとき

折しも「医薬品の安全で円滑な提供方法を考える有識者会議」の報告書が纏められ、発表された。その最後に「関係者への要望」が添えられている。その要望のいくつかは、現行法規内においても、業界関係者は留意すべきことであり、そうでなければならないことである。

- (2) 本当に良い制度、便利な制度を作り上げるのは、むしろこれからであり、この医薬品の販売制度を実施する医薬品販売に関わる業者の責任は重い。
- (3) 業界の内輪の議論から、もう一步踏み出して、真に生活者の求める「安全で円滑な医薬品提供」について議論し実現して欲しい。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協